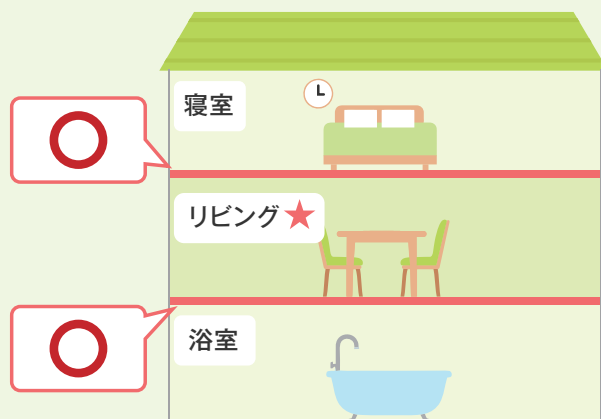


戸建住宅

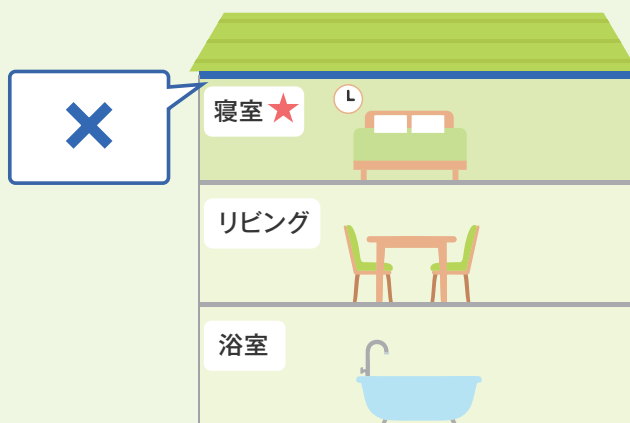
「天井」または「床」の改修部位が隣戸（隣室）と接しているイメージについて

①隣戸（隣室）と接していると取り扱うパターン（★：トリガールーム）



「リビング (=トリガールーム)」において、
「天井」の躯体断熱部位は、寝室と接している（リビングの天井=寝室の床）。
「床」の躯体断熱部位は、浴室と接している（リビングの床=浴室の天井）。
そのため、「リビング」の「天井」・「床」に対する躯体の断熱改修は、各々行われたものとみなします。
(※2部位の躯体の断熱改修が行われたとみなします。)

②隣戸（隣室）と接していると取り扱わないパターン（★：トリガールーム）



「寝室 (=トリガールーム)」の「天井」は、
・外皮に面している
・他の部屋と接していない（リビングの天井≠他の部屋の床）
そのため、「寝室」の「天井」は、躯体の断熱改修が行われたものとはみなしません。

【参考】

「寝室 (=トリガールーム)」の「床」の断熱部位は、リビングと接している（寝室の床=リビングの天井）ため、
「寝室」の「床」に対する躯体の断熱改修は、行われたものとみなします。

共同住宅

「天井」または「床」の改修部位が隣戸（隣室）と接しているイメージについて

①隣戸（隣室）と接していると取り扱うパターン（★：トリガールーム）



201号室の「リビング (=トリガールーム)」において、
「天井」の躯体断熱部位は、301号室と接している（リビングの天井=301号室の床）。
「床」の躯体断熱部位は、101号室と接している（リビングの床=101号室の天井）。
そのため、**201号室の「リビング」の「天井」・「床」に対する躯体の断熱改修は、各々行われたものとみなします。**
(※2部位の躯体の断熱改修が行われたとみなします。)

②隣戸（隣室）と接していると取り扱わないパターン（★：トリガールーム）



301号室の「寝室 (=トリガールーム)」の「天井」は、
・外皮に面している
・他の住戸と接していない（リビングの天井 ≠ 他の住戸の床）
そのため、**301号室の「寝室」の「天井」は、躯体の断熱改修が行われたものとはみなしません。**

【参考】

301号室の「寝室 (=トリガールーム)」が「302号室」と接している箇所は界壁であり、
「天井」、「床」の躯体断熱部位ではないため、**当該部位の躯体の断熱改修が行われたものとはみなしません。**

301号室の「寝室 (=トリガールーム)」の「床」の断熱部位は、201号室と接している（寝室の床=201号室の天井）ため、
301号室の「寝室」の「床」に対する躯体の断熱改修は、行われたものとみなします。